

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置に係る所得情報の提供に伴う外部結合について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課： 総務部 税務課 課税調整係）

事業の概要

事業名	地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置に係る所得情報の提供
担当課	総務部税務課
目的	地方議会議員年金制度廃止後、経過措置として支給する退職年金の高額所得者に対する支給停止措置の適正な運営に協力するため。
対象者	1月1日現在で区内に住所を有する、地方議会議員年金受給者
事業内容	<p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）に基づき、地方議会議員年金制度は平成23年6月1日をもって廃止され、経過措置として支給される退職年金も、高額所得者に対する支給停止措置が強化された。</p> <p>これに伴い、年金の給付事務を行う都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「地方議会議員共済会」という。）では年金受給者の所得情報が必要となり、平成23年10月以降毎年1回、各市区町村あてに情報提供を依頼することが予定されている。</p> <p>制度の適正な運営に協力するため、地方議会議員共済会の専用サーバと外部結合し、情報提供を行う。</p> <p>【処理の概要】</p> <p>LGWAN回線を利用し、地方議会議員共済会の専用サーバと市区町村間とでデータを送受信する。</p> <p>(1) 地方議会議員共済会において市区町村ごとに退職年金受給者（調査対象者）の一覧表を作成し、専用サーバに登録</p> <p>(2) 市区町村において専用サーバにアクセスし、調査様式をダウンロード</p> <p>(3) 市町村において調査様式に所得情報を入力し、専用サーバへアップロード</p>

件名 地方議会議員年金制度廃止後における退職年金の支給停止措置に係る

所得情報提供のための外部結合について

保有課(担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 1月1日現在で区内に住所を有する、地方議会議員年金受給者 2. 情報項目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所 (5) 証書番号 (6) 共济会区分 (7) 前年の公的年金収入額 (8) 前年の給与収入額 (9) 前年の課税総所得金額
結合の相手方	都道府県議会議員共济会、市議会議員共济会、町村議会議員共济会 (以下「地方議会議員共济会」という。)
結合する理由	本調査の対象者数は全国で約6万名にも上り、紙ベースによる情報管理は非常に困難である。LGWAN回線を使用して情報を収集・管理することにより、制度の適正な運用を図る。
結合の形態	LGWAN回線を使用し、地方議会議員共济会の専用サーバへアクセス
結合の開始時期と期間	平成23年10月 以降継続
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専用サーバへのファイアウォール設置、アクセス時間の設定等により、不正なアクセスから保護する。 2. 市区町村ごとに割り当てたユーザーIDとパスワードによる認証を行い、不正なアクセスを防止する。 3. ユーザーID及びパスワードを適正に管理するとともに、操作者を限定する。 4. LGWAN回線上の通信はSSLを使用して暗号化し、データの盗聴や改ざん、なりすましを防止